令和８年　第３回（定例）日　南　町　議　会　会　議　録（第３日）

令和８年３月５日（木曜日）

議事日程（第３号）

令和８年３月５日　午前９時開議

日程第１　議案第３号　工事請負契約の変更について（令和７年度森林・林業教育拠点改修工事）
日程第２　議案第４号　工事請負契約の変更について（令和７年度日南町日野上地域振興センター改修工事）
日程第３　議案第５号　町道の路線認定について
日程第４　議案第６号　日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第７号　日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第８号　日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第７　議案第９号　日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第８　議案第10号　日南町森林等火入れに関する条例の一部改正について
日程第９　議案第11号　日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第10　議案第12号　日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第11　議案第13号　日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第12　議案第14号　日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第13　議案第15号　日南町特別医療費助成条例の一部改正について
日程第14　議案第16号　日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第15　議案第17号　日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第16　議案第18号　日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第17　議案第19号　日南町遺児手当支給条例の一部改正について
日程第18　議案第20号　日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について
日程第19　議案第21号　日南町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第20　議案第22号　日南町病院事業職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第21　議案第23号　日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第22　議案第24号　令和７年度日南町一般会計補正予算（第10号）
日程第23　議案第25号　令和７年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
日程第24　議案第26号　令和７年度日南町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第25　議案第27号　令和７年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第26　議案第28号　令和７年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第27　議案第29号　令和７年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第３号）
日程第28　議案第30号　令和７年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第３号）
日程第29　議案第31号　令和７年度日南町下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第30　議案第32号　令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）
日程第31　議案第33号　令和８年度日南町一般会計予算
日程第32　議案第34号　令和８年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第33　議案第35号　令和８年度日南町介護保険特別会計予算
日程第34　議案第36号　令和８年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第35　議案第37号　令和８年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第36　議案第38号　令和８年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第37　議案第39号　令和８年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第38　議案第40号　令和８年度日南町下水道事業会計予算
日程第39　議案第41号　令和８年度日南町病院事業会計予算
日程第40　令和８年請願第１号　政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第３号　工事請負契約の変更について（令和７年度森林・林業教育拠点改修工事）
日程第２　議案第４号　工事請負契約の変更について（令和７年度日南町日野上地域振興センター改修工事）
日程第３　議案第５号　町道の路線認定について
日程第４　議案第６号　日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第７号　日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第６　議案第８号　日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第７　議案第９号　日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第８　議案第10号　日南町森林等火入れに関する条例の一部改正について
日程第９　議案第11号　日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第10　議案第12号　日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第11　議案第13号　日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第12　議案第14号　日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第13　議案第15号　日南町特別医療費助成条例の一部改正について
日程第14　議案第16号　日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第15　議案第17号　日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第16　議案第18号　日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第17　議案第19号　日南町遺児手当支給条例の一部改正について
日程第18　議案第20号　日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について
日程第19　議案第21号　日南町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第20　議案第22号　日南町病院事業職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第21　議案第23号　日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第22　議案第24号　令和７年度日南町一般会計補正予算（第10号）
日程第23　議案第25号　令和７年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
日程第24　議案第26号　令和７年度日南町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第25　議案第27号　令和７年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第26　議案第28号　令和７年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第27　議案第29号　令和７年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第３号）
日程第28　議案第30号　令和７年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第３号）
日程第29　議案第31号　令和７年度日南町下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第30　議案第32号　令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）
追加日程第１　発議第１号　議案第32号令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第

5号）に対する付帯決議

日程第31　議案第33号　令和8年度日南町一般会計予算

日程第32　議案第34号　令和8年度日南町国民健康保険特別会計予算

日程第33　議案第35号　令和8年度日南町介護保険特別会計予算

日程第34　議案第36号　令和8年度日南町介護サービス事業特別会計予算

日程第35　議案第37号　令和8年度日南町後期高齢者医療特別会計予算

日程第36　議案第38号　令和8年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算

日程第37　議案第39号　令和8年度日南町簡易水道事業会計予算

日程第38　議案第40号　令和8年度日南町下水道事業会計予算

日程第39　議案第41号　令和8年度日南町病院事業会計予算

日程第40　令和8年請願第1号　政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書

出席議員（9名）

2番　大西　保君	3番　櫃田洋一君
4番　荒金敏江君	5番　岡本健三君
6番　荒木　博君	7番　岩﨑昭男君
8番　高橋洋志君	9番　近藤仁志君
10番　山本芳昭君	

欠席議員（なし）

欠　　員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	長崎みよ君	書記	倉光祐希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中村英明君	副町長	角井　学君
教育長	青戸晶彦君	総務課長	實延太郎君
まち未来創造課長	島山圭介君	地域づくり推進課長	淺田雅史君
住民課長	島山亮子君	環境エネルギー課長	宇田聖子君
福祉保健課長	出口真理君	こども若者未来課長	坪倉洋子君
農林課長	坂本文彦君	建設課長	渡邊輝紀君
教育次長	段塚直哉君	会計管理者	高柴博昭君
農業委員会事務局長	髙橋裕次君	病院事業管理者	福家寿樹君

午前９時００分開議

○議長（山本　芳昭君）　おはようございます。

ただいまの出席は、９名です。定足数に達していますので、令和８年第３回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの日程ファイルのとおりです。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１　議案第３号

○議長（山本　芳昭君）　タブレットの議案書ファイル２ページをお開きください。

日程第１、議案第３号、工事請負契約の変更について（令和７年度森林・林業教育拠点改修工事）を議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第１、議案第３号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第３号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２　議案第４号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット３ページ。

日程第２、議案第４号、工事請負契約の変更について（令和７年度日南町日野上地域振興センター改修工事）を議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第２、議案第４号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第４号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第３　議案第５号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット４ページ。

日程第３、議案第５号、町道の路線認定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第３、議案第５号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第４　議案第６号　及び　日程第５　議案第７号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット６ページ。

日程第４、議案第６号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第５、議案第７号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正２議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第６号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、

常勤の特別職の期末手当の支給率を１００分の１７２.５から１００分の１７５.０に改正する内容でございます。

施行期日は公布の日からでございます。

続きまして、議案第７号でございます。日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

先ほどと内容的には一緒でございますが、日南町議会議員の期末手当の支給率ですが、現在１００分の１７２.５ですけれども、１００分の１７５.０に改正する内容でございます。

施行期日ですけども、公布の日からでございます。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより各案に対する質疑を許します。

質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第６号の質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第６号については、特別職の職員の方、つまり具体的に言えば町長、副町長、教育長の期末手当、ボーナスを上げましょうという、そういう議案でございます。

端的にお聞きします。人事院勧告というのは分かるんですが、端的にこの手当の増額ということが住民の方の御理解を得られるかどうか、つまり皆さん、住民の方の負託に応えて十分なお仕事をなさっているかどうか、ちょっと失礼な聞き方ではありますけれども、ちょっとそのことについて、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には応えてるというか、住民の皆さんの気持ちに応えてるかという話ですけれども、それに応えるよう誰もが一生懸命頑張ってるというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　私も頑張ってないと言うつもりはないんですけれども、あと、給与の増額ということに関しては、一般の職員の方であれば全体の民間の給与にも影響をすることでもありますし、それは上げていったほうがいいと思うんですけれども、やはり特別職の方は町政に一番の責任を負っておられる方たちで、現状やはり住民の方の暮らしを見ると、これは町だけが悪いんじゃないですけれども、やっぱり物価高騰で皆さん苦しんでおられるという状況があります。その中で、町がそこまで十分なことをしてられるか、病院の問題についてもそうですけれども、住民の方に対して十分な

ことをしているか、あるいは国に対してきちんと意見を述べているかというようなことを考えたときに、私はちょっとどうかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　既に御案内のように、国内の中の賃金単価のアップというところの経済的な動きというところは承知していただいてるというふうに思っておりますし、鳥取県内の最低賃金も上がってきてるという社会になります。これからやはり経済をどんどん回していくという流れの中でということをやっぱりこれからの日本の国内の動きにすべきだというふうに私は思っておりますので、それと今回の手当というところは直結しない部分もあるかもしれませんが、基本的な考え方として、それに今回提案させていただいてる内容に誰もが頑張ってるというふうに思いますし、これからも当然引き続き頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　いや、先ほど申し上げましたように、だから賃金単価のアップということで経済を回していくという意味では、一般職の方の賃金アップは私は反対はしません。それは民間給与を引き上げることになると思うので。ただ、特別職の方まで上げますかという、焦点はそこなんですけれども、答弁はいいです。

○議長（山本　芳昭君）　次に、議案第7号の質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　これも同じです。これは、ただ町長に、誰に聞けばいいんだって、議員の方それぞれに聞かなければいけませんけれども、負託に応えてますかという、皆さん、そういう疑問でございます。ちょっと形式上町長に聞くしかないので、町長、町長の評価としてそういう評価なんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第7号の提案者は私でありますのでというスタンスの中で答弁をさせていただきたいというふうに思っていますが、内容的にはやはり国の人事院勧告というところが基準ではありますけれども、当然やるべきことというか、責任ある職責を全うしていただいてるというふうに思っておりますので、同様の内容で提案をさせていただきました。

○議長（山本　芳昭君）　以上で条例の一部改正2議案の質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第6号から議案第7号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第7号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第6　議案第8号　及び　日程第7　議案第9号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット８ページ。

日程第６、議案第８号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第７、議案第９号、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正２議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第８号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について。

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですけれども、日南町職員の給与に関する条例の規定の中で、職員に支給します地域手当を追加するという内容でございます。

本町より転居を伴う派遣となった職員に対しまして、勤務地におけます民間の賃金水準を基礎としまして、当該勤務地における物価等を考慮して、通常の賃金に上乗せをして支給するものでございます。

なお、地域手当の月額のほうですが、級地の区分によりまして、別途規則のほうで定めるものとしております。

施行期日は、公布の日からであります。

ちなみに、今、本町の中で地域活性化センターだとか、そういった派遣職員のほうで継続を今後もしていきたいという思いもありますので、他の自治体等々の動きも、そういうところにも準じた形の中で提案をさせていただきました。よろしくお願いします。

続きまして、議案第９号ですが、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、職員の勤務時間につきまして、フレックスタイム制というのを導入するため、条例の一部を改正するものでございます。

昨今、多様な働き方を推進する自治体も多くなりまして、本町も令和６年度に発足しました働き方改革プロジェクトチームによりましてフレックスタイム制の導入について検討がなされ、令和７年１月から試行的な運用を続けてまいったところでございます。利用する職員も増加しており、職員のワーク・ライフ・バランスの実現のため、本格的に導入するものでございます。

本条例の改正によりまして、週休３日ということも可能性としてあっております。今後の職員募集にあっても、多様な人材確保のため、フレキシブルな勤務形態ですが、こういったことは大きな魅力になるものと考えております。

施行日ですが、令和８年４月１日であります。

ちなみにですが、現在試行期間中ではありますが、このフレックスタイム制の利用している職員は１２名でありますし、一定の条件といいましょうか、コアタイムというところも勤務時間のほうに設定しておりますので、柔軟な働き方というところの一つの捉え方だというふうに御理解をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより各案に対する質疑を許します。

質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第８号の質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　これは先日も質疑いたしました。一番大きな差のある住居手当が別途支給されるというところであるのに、また地域手当というふうな形で支給するのかどうかということをちょっと疑問に思ったわけです。

それで、ただ公務員の方の給与、給与というか手当については、これ法律で決まってることなので、なかなか自由にいかないということは私も理解をいたします。それで、ちょっと、何というんですかね、お聞きしたいのは、趣旨としてはこれ、広域移動手当という国家公務員の場合の、これに対応するものではないかと思うんです。これだったら別に地域によってどうこうということじゃなくて、本拠地があるのにもかかわらずほかの遠いところに赴任するので、そのために付加的な手当を支払いましょうというのなら分かるんですけれども、趣旨としてはこちらのほうに近いんじゃないかと思いますけれども、いかがですか。趣旨としてはね、あくまでも。

○議長（山本　芳昭君）　實延課長。

○総務課長（實延　太郎君）　先日の全員協議会でも御指摘いただきました。議員からは、いわゆる二拠点居住というような解釈についても御指摘を頂戴したところですが、確かに今おっしゃいました赴任する際にかかる費用等もございますが、それらは別で制度がございます。赴任手当というような制度もございます。先回、全員協議会におきましては地域手当の導入に当たり説明させてはいただきましたが、改めてちょっと御説明し切れなかった経費の詳細をこの機会に若干補足させていただきたく存じます。

地域活性化センターでの勤務でございますが、約３分の２の職員が全国から派遣という形でセンター勤務を行っております。派遣期間中につきましては、その様々な地域や全国の先進的な地域をフィールドとしまして研修を展開をしてまいるカリキュラムも携わっております。そういったところにおきまして、月に平均しましては１０日間程度は出張のため東京都外へ出て移動したりすることもあるようでございますが、その移動に係ります交通費や宿泊費につきましては本センターから支給はなさるんですが、いわゆる食費あたりにつきましては交際費のような意味合いもございますし、外食というのが多くなるのが現状でございます。そういったところ、ふだんの生活においても全国から派遣されて来ております職員との人材派遣の交流という点でも、なかなか外食する機会

も多いというのは実態としては伺っております。

ただ、これらを決められた制度の中で支給することを鑑みましたときには、なかなか無理もあるところもございます。今、国が人事院規則によって定めているというのは先般も御説明させていただいたとおりでございますが、地域手当という形の新たな創設によりまして、職員が意欲持って研修に専念できるような環境を整えたいという趣旨で、少々説明長くなりましたが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　趣旨はよく分かります。おっしゃることはそうだと思います。赴任されていろいろなところに行かれたり、交際費みたいなものも出てくるのかなというふうには思います。ただ、だから私が言いたいのは、どっちかというとね、これ地方公務員の給与、地方自治法で決まってるわけですけれども、給与、手当について、現状に対応し切れてないという部分なんじゃないかと私は思うわけですよ。国家公務員の場合には、全国に赴任するという前提があるので、広域移動手当、これちょっとさっき赴任の手当とかいうことじゃなくて広域移動手当は、最長3年間支払われるという、６０キロ以上遠い地域に赴任した場合には最長3年間支払われるという、そういう手当が国家公務員の場合にはあるそうです。だから、実態として地方公務員の場合でも、こういった遠方の地域へ派遣というか出向というか、そういう実態があるわけですから、これはむしろ制度としてきちんと国に求めていくべきものなんじゃないかと思うんですが、この予算を通すかどうかということとはまた別問題としてね、ちょっと制度上フォローされてないんじゃないかという感じがするんですけれども、いかがですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　御指摘のお話ですけれども、現状の中の議員がおっしゃられるのは、どういいますか、趣旨には分かりますけれども、現状といったことの中で動かなければなりませんので、西部の町村あたりもほとんどがこういう形を取っておりますので御理解をいただきたいというふうに思っておりますし、また先ほどの御指摘というか御意見のありましたものについては、別の形の中で検討、あるいは要望みたいなところができるようであればそのことは考えたいと思いますが、現時点における規則の中で適用させていただければというふうに思います。

○議長（山本　芳昭君）　7番、岩﨑昭男議員。

○議員（7番　岩﨑　昭男君）　先ほど総務課長のほうから説明で、地域活性化センターのほうの職員というのは3分の2が地方の自治体からの派遣ということだったんですが、ちなみにその出向されてる元の自治体の、各自治体の地域手当というのはどの程度条例化されてるかについて伺います。

○議長（山本　芳昭君）　實延課長。

○総務課長（實延　太郎君）　全ての派遣先まで確認はできませんでしたが、およそ9割ぐらいの市町村においては制度化されてるということで確認しております。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。
○議員（７番　岩﨑　昭男君）　もう１点伺います。この地域手当は期末手当の算出の基礎となるものかどうか、期末手当にはいわゆる算出の基礎にはならないものか、このところを確認したいと。
○議長（山本　芳昭君）　實延課長。
○総務課長（實延　太郎君）　期末手当の算出には含まれません。（「含まれない」と呼ぶ者あり）はい。
○議長（山本　芳昭君）　次に、議案第９号の質疑を許します。
　２番、大西保議員。
○議員（２番　大西　　保君）　フレックスタイム制をということで、令和７年１月、ちょうど１年間試行されたということで、今説明では対象者は１２名ということですが、もしよかったら、主事さんが何名、主任さんは何名なんでしょうか。ちょっとそれを、１２名の内訳を教えていただきたいんですが。
○議長（山本　芳昭君）　實延課長。
○総務課長（實延　太郎君）　今手元に、すみません、詳細を持ち合わせておりませんでしたが、主幹、中には室長もございますし、主事、主任、主幹、室長まで、運用を広く利用いただいております。ただ、所属長については、今のところは利用は行っておりません。差し支えなければ、後ほど御報告させていただきたく存じます。
○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。
○議員（２番　大西　　保君）　というのは、課長職は恐らくフレックスはないと思うんですけども、ちょっとその内訳を聞いたのと、課によっては１２名のうち１つの課にたくさんおられるのか、あくまでこれは所属長が許可するというんか、いいですよということになると思うんですが、その辺の仕組みはどうなってますか。
○議長（山本　芳昭君）　實延課長。
○総務課長（實延　太郎君）　議員おっしゃいましたように、許認可は所属長のほうで行いますし、管理は以前にもお話頂戴した記憶がございますが、しっかりと自己管理ができるというのが大前提でございます。その上で所属長が管理いたしますし、１つの課に偏ってではございません。大抵１つの課で二、三人、総務課においてもその程度の職員が利用しておりますが、そういった形でふだんの業務に支障のない形で所属長も認めている運用でございます。
○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。
○議員（２番　大西　　保君）　それで、前回聞いたときにはコアタイムは１０時から３時までですが、私大変気になっておったのは、いろんな会議ですね、庁内で会議するときに、連絡会議であるとか何かの企画をするときの会議をやるときに、コアタイム時間内にやるというようなことが我々以前フレックスタイム採用のときはそこが大変ネックになっておりまして、朝の会議はできないとかありましたが、そういう試行期間の中で、

１年間、そういう課題点は出てきましたでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　實延課長。

○総務課長（實延　太郎君）　議員御指摘のとおり、朝の朝礼とかに不在になることは当然ございます。出勤してまいったときに共有を行うような、所属長直接伝えることもございますし、中にはデータベースといいますか、みんなが共有できるスペースというような機能を設けております。その中でどういったことを今日朝礼で申し上げたとかいうことを課内供覧することで補ったりということで、伝達をまたその辺りも改めて確認もするようにいたしているところでございます。

○議長（山本　芳昭君）　以上で条例の一部改正２議案の質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第８号から議案第９号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。（発言する者あり）

實延課長。

○総務課長（實延　太郎君）　議事の進行を妨げ、申し訳ございませんが、先ほどの議案第８号の質疑の中で岩﨑議員から御質問頂戴しました、期末手当に地域手当が含まれるかどうかということで、私先ほど含まれないと申し上げたんですが、申し訳ございません、正式には含まれるものでございました。おわびして訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（山本　芳昭君）　という訂正でございます。いいですね、訂正ですからね。

どこまで行きましたっけ。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第８号から議案第９号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８　議案第１０号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１４ページ。

日程第８、議案第１０号、日南町森林等火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第１０号、日南町森林等火入れに関する条例の一部改正についてでございます。

日南町森林等火入れに関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、鳥取県西部広域行政管理組合におけます火災予防条例の改正に伴いまし

て、条例及び文言の改正を行うものでございます。

施行期日ですが、公布の日からであります。

昨年ですね、令和７年の２月に、御承知のとおり岩手県の大船渡市で発生しました、あるいはそれ以降もありましたけれども、林野火災というところを受けまして、気象条件が火災の発生しやすい一定の条件になった際に、消防局長が該当する地域に林野火災注意報、あるいは林野火災警報を発令することで、地域住民に対しまして屋外での火の取扱いに係ります注意喚起及び制限を行う内容でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　確認ですが、これはおっしゃった大船渡市の林野火災に対応してそういう、何というんですかね、林野火災注意報ですとか林野火災警報というものが、制度としてそういう警報が新設されたという、それに伴う法改正、条例改正という、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　實延課長。

○総務課長（實延　太郎君）　議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま議題となっています議案第１０号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第１０号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第９　議案第１１号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１５ページ。

日程第９、議案第１１号、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第１１号、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町営住宅の管理施設に伯南第１団地、伯南第２団地を追加するものでございます。鳥取県から県営住宅の本町への移管につきましての協議を受けて、伯南の第１団地、伯南第２団地を町営住宅に受け取るという形を取っているため、日南町営

住宅の設置及び管理に関する条例を改定するものでございます。

ちなみに、移管戸数でございますが、三栄にあります伯南第1団地が１０戸、霞にあります伯南第2団地ですが、これが4戸でございます。よろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　この条例に関して、このことを説明もずっとありますし、町営住宅として使用していくということで、県営住宅を。それについては異存はないというか、そうしたほうがいいというのはそのとおりでして、気になるのは町営住宅にした後の家賃ですとか下水道料金というようなことです。それはまた別途条例になるのですか。その辺どうなるのかということを教えてください。

○議長（山本　芳昭君）　渡邊課長。

○建設課長（渡邊　輝紀君）　家賃につきましては、その他の町営住宅に準じての金額ということになります。ですので、基本料金はございまして、その中から減免ですとかそういったものでこれまでどおりの町営住宅と同じような運営をしていきたいというふうに考えております。

それから、下水道に関しましては、特に伯南第1団地、三栄の団地でございますが、こちら合併浄化槽が入っております。その関係で、これまでは地域といいますか、住民の方に管理をしていただいておりましたが、4月以降につきましては町の管理ということで、それぞれの下水道の使用料を頂くという形になっております。

これまでの料金、地元での管理の料金の詳細を確認しましたところ、大体月々3,０００円前後ということでございましたので、これから移管後もあまり料金としては変化がないということで、そういった管理をしていただいた負担がなくなるということで地元の方には御理解をいただいておるとこでございます。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　分かりました、下水道のほうにはあまり変化がないということで。

家賃のほうはどうなんでしょうか、値上がりする方とかおられるんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　渡邊課長。

○建設課長（渡邊　輝紀君）　基本的には県営住宅と同程度の金額のところで、これから収入申告等をしていただいて料金の決定はしていきますが、あまり変わりはないということで御理解いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま議題となっています議案第１１号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第１１号は、質疑までにと

どめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１０　議案第１２号　及び　日程第１１　議案第１３号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１６ページ。

日程第１０、議案第１２号、日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、日程第１１、議案第１３号、日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、以上条例廃止２議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第１２号、日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例を廃止することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、指定管理者による施設の使用を継続しておりましたけれども、当初の目的を達成したため、同施設のもう一つの機能である日野上地域振興センターとして活用するため、本条例を廃止するものでございます。

施行期日ですが、令和８年３月３１日でございます。

続きまして、議案第１３号、日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町高齢者生活福祉センターかすみ荘でございますが、これを廃止するものでございます。

なお、同施設は令和８年４月より森林の林業教育拠点に転用し、活用するものでございます。

施行期日ですが、令和８年３月３１日であります。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより各案に対する質疑を許します。

質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第１２号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、議案第１３号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で条例廃止２議案の質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第１２号から１３号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第１２号から議案第１３号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第１２　議案第１４号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１８ページ。

日程第１２、議案第１４号、日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第１４号、日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例を制定することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設立に伴いまして、同センターの設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

本施設ですけれども、日南町の基幹産業であります農業及び林業の振興、担い手の育成並びに地域産業の活性化を図ることを目的としております。あわせて、これらの取組を通じまして地方創生に資するため、本センターを設置し、その管理運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

場所につきましては、日南町霞７２９番地でございます。施設の構成ですが、事務所、研修施設、宿舎、その他必要な施設という構成にしております。

施行期日ですが、令和８年４月の１日でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　失礼します。すみません、この議案なんですけども、議案第１４号、日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定ということで上程させていただいております。文言のところの訂正を、すみません、１点ございまして、議案の訂正をさせていただきたいというふうに思います。

「次のとおり」という始まる文章のところの「日南町農林ＭＩＲＡＩ振興センター」となっておりまして、「振興」のところはございませんので、名称としましては「日南町農林ＭＩＲＡＩセンター」というところで、こちらのほう、申し訳ありませんが、訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（山本　芳昭君）　議案訂正。議案の訂正はどげするだけえな。一遍取り下げても

らわないけんわな、訂正ですもんね。ちょっと安易な、文言の訂正ではありますが、正式に議案として上がってますので一度取り下げてまた上げていただくという形になろうかと思いますので、これにつきましては再度、取り下げていただいて提案という形で、町長、よろしいでしょうか。

○町長（中村　英明君）　はい。

○議長（山本　芳昭君）　では、正しいものに訂正をしていただいて、再度提案をしていただきます。いつ。

暫時休憩といたします。再開を１０時からといたします。

午前　9時４４分休憩

午前１０時００分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第１３　議案第１５号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット２０ページ。

日程第１３、議案第１５号、日南町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第１５号、日南町特別医療費助成条例の一部改正についてでございます。

日南町特別医療費助成条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、法律の一部改正に伴いまして、所要の改正及び規定の追加を行うものでございます。

施行期日は令和８年４月１日であります。

参考ですが、所要の改正と言いましたけれども、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴いまして、当該条文を引用する関係条例の項ずれを改正するものであります。また、追加につきましては、特別医療費の受給者が医療機関等に提示する受給資格証について、受給資格証に代えて個人番号のカードの提示によることができるとする規定の追加であります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま議題となっています議案第１５号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第１５号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第１４　議案第１６号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット２２ページ。

日程第１４、議案第１６号、日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第１６号、日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

日南町督促手数料の廃止に伴います関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、町の債権の督促に係る手数料を廃止することに伴いまして、関係規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

改正する関係条例ですが、８項目ありまして、１つ目が日南町の税条例、２つ目が日南町督促手数料及び延滞金徴収条例、３つ目が日南町後期高齢者医療に関する条例、４点目が日南町介護保険条例、５点目が日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例、６点目ですが、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例、７項目めですが、日南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、８項目めですが、日南町道路占用料徴収条例であります。以上であります。

施行期日は令和８年４月１日であります。

ちなみにですが、参考ですが、鳥取県西部の市町村の現状でありますが、既に廃止済みが４市町、今回の３月の上程の予定のところが５町村というような背景でありますことを申し添えておきます。

以上、説明を終わります。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま議題となっています議案第１６号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第１６号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第１５　議案第１７号　及び　日程第１６　議案第１８号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット２６ページ。

日程第１５、議案第１７号、日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第１６、議案第１８号、日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上、条例制定２議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第１７号、日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づきまして、事業者の認可基準を定める条例を制定するものでございます。

令和８年度から全ての自治体におきまして実施することとされている制度でありまして、市町村は当該制度を実施する事業所の認可権者となるため、許認可基準を定める条例を制定するものでございます。

施行期日ですが、令和８年４月１日であります。

続きまして、議案第１８号、日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、子ども・子育て支援法第４６条第２項の規定に基づきまして、事業者の運営基準を定める条例を制定するものでございます。

なお、令和５年１２月に閣議決定されましたこども未来戦略に基づき創設された制度でありまして、令和８年度から全ての自治体におきまして実施することとされてる内容でございます。

施行期日ですが、令和８年４月１日からであります。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより各案に対する質疑を許します。

質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第１７号の質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　第１７号、これはこども誰でも通園制度に対応する条例ということで、全員協議会でも説明がありました。それ制度自体は国がやるということで、日南町では実態としてはもう既に行っているということで、あまり変化はないという御説明だったと思います。

それで、それはいいんですが、６条の第４項ですね、外部評価ということが入っております。これはどのようにするのか。それで、現状ではこういった外部評価ということをこども園は受けているのかどうか、その辺りのことを教えていただきたいんですけれども。

○議長（山本　芳昭君）　段塚次長。

○教育次長（段塚　直哉君）　外部評価ということですが、これは公立ではなくて、誰でも通園制度の認可を受けた事業者が外部評価を受けるということになりますので、日南町の場合は現在、民間の事業者、事業所、保育園というものが存在しておりませんのでこれには該当しないことにはなりますが、そのような内容でございます。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　つまり、町営の場合には設置者と、何ですかね、設置者とこの条例を定めてる町が一致してるので別に外部評価の必要はなくて、もし民間でこども園をつくった場合には町が外部評価をするという、そういう、何というか、そういう手続を経なければいけないという、そういう意味合いで、じゃあ別にこれについても特に現状では何もする必要はないという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（山本　芳昭君）　段塚次長。

○教育次長（段塚　直哉君）　そのように考えております。

○議長（山本　芳昭君）　次に、議案第１８号の質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　ごめんなさい、こちらのほうについてはちょっと特定というのがついてて、この意味がよく分からない。全員協議会ではこども誰でも通園制度については説明があったんですけども、こちらはどういう制度なんですか、ちょっと教えてください。

○議長（山本　芳昭君）　段塚次長。

○教育次長（段塚　直哉君）　こちらのほうは、先ほどは認可、町が認可するというような内容でございましたけれども、こちらのほうはその中の運営に関する内容を定めた条例でございます。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　そうすると、すごい素朴な疑問なんですけども、特定というのが、前の条例では特定ついてなくて後の条例では特定ついてるというのはどういう意味合いなのか。単に条例の役割が違ってやってることが同じというんだったら名前が同じでもよさそうに思うんですけれども、何か意味合いがあるんですか、ちょっと教

えてもらえれば。

○議長（山本　芳昭君）　段塚次長。

○教育次長（段塚　直哉君）　意味合いといいますか、上位法がそのような記載でございますので、そのようにさせていただいております。

○議長（山本　芳昭君）　以上で条例制定２議案の質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第１７号から議案第１８号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第１７号から議案第１８号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１７　議案第１９号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット３０ページ。

日程第１７、議案第１９号、日南町遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第１９号、日南町遺児手当支給条例の一部改正についてでございます。

日南町遺児手当支給条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、支給額の引上げと支給対象を追加するものでございます。

災害遺児とその他の遺児への支給額を１人当たり2,０００円に統一して、あわせて、父親のほうも支給対象とするように改めた内容でございます。

施行期日ですが、令和８年４月１日からでございます。

よろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　確認ほどですけど、法律というか、条例の名前は遺児手当というふうになっておりますけれども、改正後、これは「父母の一方又は両方が死亡若しくは障がいの状態」というふうになってますので、遺児だけではなくて、御両親が御健在でも障がいの状態にあれば支給されるという、そういうふうに、そこも改正の一つの要素だというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　坪倉課長。

○こども若者未来課長（坪倉　洋子君）　議員おっしゃいますとおり、亡くなられた方だけではなく、保護者の方が高度な障がいを持たれた場合にも対象とするというものにな

ります。

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま議題となっています議案第１９号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第１９号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１８　議案第２０号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット３４ページ。

日程第１８、議案第２０号、日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第２０号、日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止についてでございます。

日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですけれども、当初の目的の達成しましたので現在は他の施設にて事業を実施しておりますので、条例のほうを廃止するものでございます。

施行期日は公布の日からであります。

なお、該当施設ですけれども、三栄の旧日野上小学校敷地内において運営を行っておりました放課後児童保育というところの内容を廃止するものでございます。よろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま議題となっています議案第２０号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第２０号は、質疑までにとどめることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１９　議案第２１号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット３５ページ。

日程第１９、議案第２１号、日南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第２１号、日南町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

次のとおり、日南町過疎地域持続的発展計画を策定することにつきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、令和３年４月に策定された日南町過疎地域持続的発展計画の計画期間の満了に伴いまして、令和８年度から５か年間の新たな過疎計画を策定するものでございます。

施行日ですが、令和８年４月の１日からであります。

ちなみに、参考として申し上げますと、名称が日南町過疎地域持続的発展計画でありまして、令和８年度からの５か年間の令和１２年度までの内容です。対象地域は日南町の全域であります。計画の内容につきましては、基本的な事項及び分野別の課題と対策、あるいは事業計画をのせた計画の内容となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま議題となっています議案第２１号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第２１号は、質疑までにとどめることに決定しました。

────────────・────・────────────

日程第２０　議案第２２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット８５ページ。

日程第２０、議案第２２号、日南町病院事業職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　前回町長からは、採決されればこれから公募をいたしますという答弁をいただきました。それで私は、これから公募されるわけですけども、いつからどのような形、例えばホームページであるとかハローワークであるとか、それか

ら条件、年齢とか給与とか、そういう条件ですね、それから締切日、そして面接日、それからいつから採用されるのか。当然そういったことは、公募されますから当然もう出来上がってると思うんで、それについて教えていただきたいというのが質問でございます。

○議長（山本　芳昭君）　福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家　寿樹君）　大西議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、この計画に関しては、病院のホームページ、ハローワーク、あるいは病院内に掲示をさせていただき、一般公募というふうな手続を行います。この条例をお決めいただいたら直ちに公表いたしまして、それで申込期間は３月の１９日までの１７時必着というふうに今のところ定めようと思っております。受付時間は土曜日、日曜日を除く８時１５分から１７時までというところで、病院内にも受付を行う予定としております。試験日につきましては、３月２３日月曜日を想定しております。翌日にはもう合格発表をしたいというふうに考えております。

条件としましては、実際病院のそういう事務幹部職として当然５年以上の経験がある、その中で、やはり病院ですので医事、総務、人事、財務、経理及び病院経営を統括した経験のある者と。それから、要するに地方自治体、公営企業、病院事業における予算編成なり経理管理、財務諸表などの深い知識と管理能力のある者。それから、やはり病院ですので診療報酬等への要するに、あるいは施設基準や医療法の理解、それと今回はやはり公的病院の建築、建て替え等の業務を中心的な役割を持って携わった経験のある方等、こういった方を条件とさせていただいております。

給与に関しましては、日南町病院事業の給与規定、給与の種類及び基準に関する条例がございますので、またあるいは日南病院の病院事業職員の給与に関する規定がございますので、そちらのほうを充用するというふうに定めておるところでございます。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　もう一度、聞き漏らしたかも分かりませんが、年齢制限はあるんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家　寿樹君）　年齢制限は特に今回は設けておりません。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　今、聞き漏らしたかもしれませんが、任期は何年なんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家　寿樹君）　任期は５年というふうに定めております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　再任についてはどうなるんですか、再任の予定というか。

○議長（山本　芳昭君）　福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家　寿樹君）　この任期つきの上位法につきましては、一応最高は

５年というふうになっておりますので、まず５年という任期の中で任期つきでしております。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　そうすると、もしそれ以上の、何というんですかね、必要がある場合には再度公募をするというような形になるんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家　寿樹君）　現在のところは、この上位法の中では５年が限度と、この形ですれば５年というふうに定められておりますので、それからまた他方をというふうな形にはなろうかと思いますが、一応この部分に関しては５年がマックスというふうになっております。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　３番、櫃田洋一議員。

○議員（３番　櫃田　洋一君）　今日が３月５日で、３月１９日までで２３日が試験ということで、先ほどおっしゃった、何というかな、ノウハウではなくて知識、経験がすごくやっぱり専門的に多いですよね。これだけの短い期間でそれだけの人材を果たして採れるのか。本当に期間が短くて、あまりにも短いのにすごく優秀な方を採らなきゃいけない、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　条件的には厳しいというふうに思っておりますけれども、とはいいながら、町としても、病院自体の動きはもちろんそうですけど、町としてもそういう方に対してのＰＲといいましょうか、求人の在り方についてはＰＲをしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　３番、櫃田洋一議員。

○議員（３番　櫃田　洋一君）　試験はどのような試験をして、面接も当然あるのでしょうけども、その体制をちょっとお聞き、面接官というか、詳細はちょっとこの場では答えられない部分もあると思いますけども、どういった試験なのでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　先ほど条件的なところを申し上げたというふうに思っておりますので、まずはその条件的に当てはまるというか、一般的に言えば履歴書ですけども、そこを確認させていただくということが一つと、基本的には面接というところですね、そういったところの確認も含めてですし、御本人の意欲というところもこれからの大切なところでありますので、そういったところでしっかりと面接をさせていただきながら当落というところを決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第２０、議案第２２号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２２号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２１　議案第２３号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット８８ページ。

日程第２１、議案第２３号、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第２３号、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料の消費税表示の方法を変更するものでございます。日南町国民健康保険の運営審議会の答申も踏まえながら、日南病院の施設使用料及び手数料の消費税が平成２６年４月に８％になった時点におきまして、条例改正により現在の内税表示となっておるとこでございます。令和元年１０月の消費税が１０％に引き上げられましたけれども、現在まで継続しており、その間、実質本体料金の引下げという形になっておりまして、適正な運用に必要な財源でもありますので、このたびの消費税額分の増額という形の中で改定をさせていただきたいという内容です。

施行期日ですが、令和８年４月１日からであります。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　先日の説明のときも申し上げましたけども、やっぱりなぜこの時期かなという感じが私はいたします。実質的な値上げになって、それで今後消費税が上がった場合には自動的に値上がりしていくという、そういう条例に変えるということなんですけれども、現状で診療報酬も上がるということが言われておりまして、ということは、その分の負担増も患者さんにはかかってくると。そのほかにも、昨日も申し上げましたけど、いろいろなところで増税というか負担増が言われてる中で、地方

自治体として住民の方の負担を抑えられる部分はやっぱり抑えていっていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　今回のものについては、診療報酬の改定ではなくて保険対象外の、例えばですが死亡診断書だとかいろんな診断書がありますけど、そういったところが中心になる内容でございまして、一般的には他の近隣病院にも合わせると言やあおかしいですけど、同額となるような数字になっておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ですんで、保険対象、診療報酬が上がる中でせめてこちらは、診療報酬については上げなきゃいけないですし、そこは地方自治体としてはなかなかどうこうというところではないですけれども、これはそのほかの部分なので、日南町が決断すれば据置きということが、あるいは場合によっては値下げということもできるわけですよ。周辺病院ということもおっしゃいましたけども、周辺病院より高くなるんだったらちょっと問題ですけれども、周辺病院より安くなるんであれば、あるいはそれによって来てくださる方もいないとは限らないですし、そういう意味でも据置きでいいんじゃないでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　当然自治体病院でというところはありますけど、基本的には経営というところももちろんあります。ですから、基本的には一般的なところをお願いをするというのが主体的な考え方でもありますし、仮にですが、赤字という極端な言い方すると補塡ということになれば、町民全体の税金を活用するという仕組みになっておりますので、そういった意味で適正な価格ということだというふうに思っておりますので、御理解を賜ればと思っております。

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま議題となっています議案第23号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議案第23号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第22　議案第24号　から　日程第30　議案第32号

○議長（山本　芳昭君）　予算関係フォルダー、令和7年度補正予算書ファイルをお開きください。

日程第22、議案第24号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第10号）、日程第23、議案第25号、令和7年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、

日程第２４、議案第２６号、令和７年度日南町介護保険特別会計補正予算（第４号）、日程第２５、議案第２７号、令和７年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２６、議案第２８号、令和７年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第２７、議案第２９号、令和７年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第３号）、日程第２８、議案第３０号、令和７年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第３号）、日程第２９、議案第３１号、令和７年度日南町下水道事業会計補正予算（第３号）、日程第３０、議案第３２号、令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）、以上、令和７年度補正予算関係９議案を一括議題として、前回の議事を継続します。

各案に対する質疑は前回行いましたが、ここで質疑漏れがあればこれを許します。

なお、質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

出口課長。

○福祉保健課長（出口　真理君）　失礼します。議会初日の日にこの提案の際に御質問をいただきました、附属資料の８ページの障害者等外出支援事業の御質問に対して回答ができておりませんでしたので、補足でさせていただきたいと思います。

令和７年度の障害者等外出支援事業の実績についてということの御質問でありましたけれど、令和８年１月末時点で５３６人に交付した方のうち、２５３人の方が利用されていらっしゃいます。約半分の方の御利用という状況で、総額といたしましては３１８万7,０００円という実績となっております。

昨年に比べまして増額、増員もしておりますけれど、実績に合わせました減額の補正の予算のほうを上げさせていただいております。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　９番、近藤仁志議員。

○議員（９番　近藤　仁志君）　議案番号３２号の日南病院事業会計のほうですが、給与費の増額による2,４９０万円の補正が上がっとるわけなんですが、先般の質問させていただいたときに、臨時職員を採用した関係でこの時点で給与の増額補正がなされたという説明を受けました。これの臨時職員が３人という説明を受けたわけなんですが、これの時期というのは、人数が３人で正しいのか、それと時期、採用の時期ですね、採用の時期がいつなされたのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家　寿樹君）　３名の時期でございますが、まず正式に採用しましたのは、お待ちください。すみません。ちょっとすみません。申し訳ございません、ちょっと今手元に、今日資料ございません。後ほど提出させてください。

○議長（山本　芳昭君）　９番、近藤仁志議員。

○議員（９番　近藤　仁志君）　さきの説明では、冬の間、介護職が不足するということで臨時的に採用した関係で、この３月まで補正予算の請求が遅れたという説明があったわけなんですが、あまりにも冬の冬期間の雇用のみに限っては高いと感じたもんで、そ

の辺の確認をしとるわけなんで、何とかお答え願いたいと思いますが。

○議長（山本　芳昭君）　休憩。ここで暫時休憩といたします。どのくらい。１５分くらいでいいですか。５５分。再開を１０時５５分からといたします。

午前１０時４１分休憩

午前１０時５５分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家　寿樹君）　大変申し訳ございませんでした。近藤議員の御質問でございますが、人員が不足している中で、特に冬期に向けての採用は急務でございまして、8月から順次、8月、9月、１１月と冬期に向けて何とか会計年度の職員を採用することが可能となり、あるいはまた、不足しておりました技師等も途中で採用することが可能となりました。本来であればこの時点で補正を、当然そういった方々の給与は後になってこういう形になりますいうことは１２月の段階で本来ならばすべきということでありましたが、怠っておったというところで今回の補正という形になったということでございます。大変申し訳ございません。

○議長（山本　芳昭君）　9番、近藤仁志議員。

○議員（9番　近藤　仁志君）　いうことは、もう9月、１０月から冬期間を見越して採用されたということで、それが今回一番の問題であるのは、この3月、年度末迫ったときにこういった形で補正予算を上げられるというのがいかがなものかという、大変疑問を感じております。その点について私からも、先ほど陳謝もあったわけなんですが、今後気をつけて、どうしても日頃の給与管理というのは必ず大事なことでありますので、その点を強く申し述べておきたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　病院会計予算ではありますけど上程者は私でありますので、そういった意味で、先ほど議員がおっしゃった中身については私も当然同じような考え方を持っておりますので、これからしっかりと私のほうからも、予算というか予算優先と言やあおかしいですけど、当たり前ではありますけど、そういった考え方は徹底していきたいというふうに思っております。申し訳ありませんでした。

○議長（山本　芳昭君）　これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第２２、議案第２４号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第１０号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２４号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２３、議案第２５号、令和７年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２５号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２４、議案第２６号、令和７年度日南町介護保険特別会計補正予算（第４号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２６号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２５、議案第２７号、令和７年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２７号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２６、議案第２８号、令和７年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２８号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２７、議案第２９号、令和７年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第３号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２９号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２８、議案第３０号、令和７年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第３号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第３０号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２９、議案第３１号、令和７年度日南町下水道事業会計補正予算（第３号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第３１号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３０、議案第３２号、令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第３２号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　議案第３２号、令和７年度病院事業会計補正予算（第５号）に対する附帯決議の動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（山本　芳昭君）　賛成者がありますので、この動議は成立しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を、どうしましょうか。１１時１５分からといたします。

午前１１時０３分休憩

……

午前１１時１５分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

追加日程第１　発議第１号

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。ただいま大西保議員から議案第３２号、令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）に対する附帯決議の動議が提出されました。ほかに５名の賛成者がありますので、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

タブレット発議第１号ファイルをお開きください。

追加日程第１、発議第１号、議案第３２号令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）に対する付帯決議を議題とします。

本案につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）

……

発議第１号

議案第３２号令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）に対する付帯決議

上記の議案を、日南町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により別紙のとおり提出する。

令和８年３月５日

提出者　日南町議会議員　大　西　　保
賛成者　日南町議会議員　櫃　田　洋　一
同　　荒　木　　博
同　　岩　﨑　昭　男
同　　高　橋　洋　志
同　　近　藤　仁　志

議案第３２号令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）
に対する付帯決議（案）

議案第３２号令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）に対して、次の意見を付すものとする。

本案については、これを可決する。しかしながら、今回の補正予算に計上された給与費については、執行部においてその不足を早期に把握し得たにもかかわらず、年度末の３月定例会まで提案がなされなかった事実は、適切な予算管理を欠くものと言わざるを得ない。

予算は、事態の発生後速やかに計上し、議会の審議に付すのが原則である。給与費という極めて基礎的な経費において、不足状態を放置し、年度末に一括して精算的に提案する手法は、議会の予算審議権を形骸化させるものである。

よって、執行部においては、今回の事態を重く受け止め、以下の事項を厳守することを強く求める。

今後の予算編成及び執行にあたっては、財政状況の正確な把握に努め、補正の必要が生じた際は、適時適切に提案を行うこと。

以上、決議する。

令和８年３月５日

鳥取県日野郡日南町議会

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

追加日程第１、発議第１号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第３２号令和７年度日南町病院事業会計補正予算（第５号）に対する付帯決議に、反対の立場で討論いたします。

附帯決議をどういうときに付すかというような問題にもなるんですけれども、もし施

策的に今回の内容、職員の方を増やしたということに対して問題があったと、反対すると、今後こういうことをやめてくれという、そういうような施策的な問題があった、あるいは重大な不正があったり予算にないものをお金を使ってしまったとか横領したとか、そんな重大な不正があった場合には、きちんと附帯決議をつけて議会としても意見を付すべきですけれども、今回の件については、あくまでも手続上の問題です。指摘を受けて管理者も町長も陳謝されましたので、附帯決議をつけるまでの問題ではないというふうに私は考えます。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番　近藤　仁志君）　今、反対者の方のほうから話がありましたが、重大事項に当たって附帯決議をつけるものだということですが、本来重大事項、先ほどおっしゃられましたような使い込みだったり、そういった場合は懲罰に値することであって、これを附帯決議にしたということは、要するに可決を認めながらも今後に当たってこういったことには十分注意してほしいという議会からの提言であります。

よって、私はこれは附帯決議として執行部のほうに強く遵守していただくことを望みます。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立6名です。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31　議案第33号　から　日程第39　議案第41号

○議長（山本　芳昭君）　予算関係フォルダー、令和8年度当初予算ファイルをお開きください。

日程第31、議案第33号、令和8年度日南町一般会計予算、日程第32、議案第34号、令和8年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第33、議案第35号、令和8年度日南町介護保険特別会計予算、日程第34、議案第36号、令和8年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第35、議案第37号、令和8年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第36、議案第38号、令和8年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第37、議案第39号、令和8年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第38、議案第40号、令和8年度日南町下水道事業会計予算、日程第39、議案第41号、令和8年度日南町病院事業会計予算、以上、令和8年度当初予算関係9議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第３３号、令和８年度日南町一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ７４億7,３２９万4,０００円と定める内容としております。第２条の地方債につきまして、あるいは第３条の一時借入金の最高額のほうですけども、１２億円と定めております。４条のほうでは歳出予算の流用という項目を上げておりますので、御覧いただければと思います。なお、先ほど申し上げました８年度の当初予算は７４億7,３２９万4,０００円ですが、前年度から申し上げますと0.８％増の6,１９４万6,０００円という内容になっております。

詳細につきましては、当初予算の説明附属資料を御参照をいただければと思いますし、また私の後に総務課長のほうから、概要のほう説明をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、議案第３４号でございます。令和８年度日南町国民健康保険特別会計予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ６億3,７５９万9,０００円と定めておる内容でございます。一時借入金の最高額でございますが、事業勘定ということで4,０００万円ちょうどと定めております。第３条のほうでは歳出予算の流用についての内容を記載しておりますので、御覧いただければと思います。この国民健康保険の特別会計ですが、対前年度で申し上げますとマイナス2.７％のマイナスの1,７８４万5,０００円の減額の内容となっております。

続きまして、議案第３５号、令和８年度日南町介護保険特別会計予算でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ９億9,６０５万3,０００円と定めておる内容でございます。一時借入金の最高額ですけれども、事業勘定の4,０００万円ちょうどと定めておる内容であります。また、第３条のほうでは歳出予算の流用についての内容を記載しておりますので、御覧をいただければと思います。総額の関係の対前年度の比較ですが、プラスの7.１％ということで、6,５８９万9,０００円の増額の内容となっておるとこであります。

続きまして、議案第３６号、令和８年度日南町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ3,２２４万2,０００円と定めておる内容でございます。対前年の比較ですが、３３.９％増の８１６万8,０００円という内容になっておるとこであります。

続きまして、議案第３７号、令和８年度日南町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ１億3,５３３万2,０００円と定めておる内容でございます。対前年の比較ですが、プラスの9.８％の1,２０６万7,０００円という内容でございます。

続きまして、議案第３８号、令和８年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ1,５０５万6,００

０円と定める内容となっておるとこであります。対前年でございますが、１４.９％の増の１９５万7,０００円という内容となっておるとこであります。

続きまして、議案第３９号、令和８年度日南町簡易水道事業会計予算でございますが、最初に業務の予定量でございます。給水の戸数が1,６９２戸、前年は1,７０３戸でございました。年間の総給水量ですが、３２万2,３８１立米でございますし、１日平均の給水量ですが、８８３.２立米を予定をしてるとこであります。主な建設改良事業でございますが、水道改良事業として2,２１３万2,０００円を予定をしております。収支のほうですけれども、収益的収入と支出の予定額ですが、大項目ほど説明をさせていただきます。簡易水道の事業収益の総額ですけれども、２億2,１０１万9,０００円でありまして、支出のほうが簡易水道事業費用でございますが、１億5,７８８万4,０００円を予定をしてるとこであります。続いて、資本的収入、支出でございますが、資本的収入のほうが1,９１０万円、資本的支出のほうが9,４１１万円でございます。なお、収入と支出に対する不足額でございますが、7,５０１万円となっておりまして、当該年度の損益勘定留保資金から3,２９２万4,０００円、積立金のほうから4,２０８万6,０００円という内容で補填する予算となっておるとこでございます。一時借入金のほうですけれども、限度額が2,０００万円ちょうどと定めておりますし、議会の議決を経なければ流用することができない経費の内容についても記載をしているとこでございます。総額に対する対前年度の比較ですが、4.６％増の1,１１５万1,０００円とする予算内容となっておるとこであります。

続きまして、議案第４０号、令和８年度日南町下水道事業会計予算でございますが、最初に業務の予定量ですが、処理戸数が1,６６４戸ということで、前年の当初が1,６６５戸ですので、マイナス１戸というような数字になっております。年間の総処理量でございますが、２８万3,７６１立米と予定をしてるとこでございます。１日の平均処理量が７７7.４立米という内容でございます。主な建設改良でございますが、管路建設の改良事業に１００万円ちょうど、処理場の建設改良事業に3,９３９万8,０００円という内容とさせていただいてございます。収益的収入及び支出のほうでございますが、総額ですが、下水道事業収益ですが１億8,３２９万3,０００円、支出のほうですが、下水道の事業費用として１億7,２１０万2,０００円という内容でございます。資本的収入、支出でございますけれども、収入のほうが資本的収入ですが、4,０５０万4,０００円でありまして、支出のほうが9,４０６万6,０００円という内容になっております。これによります収入、支出に対する不足額ですが、5,３５６万2,０００円となっておりまして、当該年度の損益勘定留保資金から4,１１８万5,０００円、引継ぎ金から1,２３７万7,０００円で補填する、そういった内容となっておるとこであります。第６条の一時借入金ですけれども、借入金の限度額ですが、2,０００万円ちょうどと定めておる内容であります。あわせて、議会の議決を経なければ流用することができない経費については７条のほうで記載をさせていただいてるとこでありますので、御覧いただければと思います。

対前年度の比較ですけれど、7.3％増ということで1,８１１万6,０００円でございます。令和８年度の当初予算の総額が２億6,６１６万8,０００円でございます。

続きまして、議案第４１号、令和８年度日南町病院事業会計予算でございますが、業務の予定量であります。病床数が９９床、年間の患者数の入院のほうが２万1,９４０人、外来が１万9,２００人ということで、１日平均患者数ですが、入院が６0.１人、外来が８０人ちょうどを想定をしてるとこであります。主な建設改良ですが、病院施設改良事業費として１億2,７６３万円、有形固定資産の購入費が3,８０７万7,０００円を予定をしてるとこであります。収益的収入及び支出ですけれども、病院事業収益総額ですが１３億6,０１６万1,０００円、支出の病院事業費用総額ですが、同額の１３億6,０１６万1,０００円でございます。資本的収入及び支出ですが、資本的収入総額ですが１億9,３００万2,０００円、資本的支出ですが２億5,１２９万1,０００円という内容を予定をしております。なお、これに伴います支出に対する不足額ですが、5,８２８万9,０００円となっておりまして、過年度の損益勘定留保資金5,８２８万9,０００円で補塡をするという内容になっておるとこであります。６条のほうで一時借入金が、限度額ではありますが2,０００万円ちょうど、あわせて、議会の議決に経なければ流用することができない経費として職員給与費及び交際費のほうを上げておるとこでありますし、第８条のほうでは棚卸資産の購入限度額は9,４７９万2,０００円と定めておる内容でございます。重要な資産取得、処分でございますが、第９条に載せておりますが、取得する資産として建物ですが、日南病院の長寿命化工事ということで、一式ですけど上げさせていただいております。総額に対する前年度比較でございますが、１1.６％の増ということで１億6,７１０万1,０００円という内容でございます。

全てですが、当初予算の説明附属資料のほうを御参考にいただければというふうに思っております。

この後、総務課長のほうから概要の説明をさせますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、説明を終わります。

○議長（山本　芳昭君）　實延課長。

○総務課長（實延　太郎君）　失礼いたします。それでは、私から議案第３３号、令和８年度日南町一般会計予算について補足説明させていただきます。

タブレットですが、令和８年度当初予算参考資料ファイルをお開き願います。

３ページ目でございますが、まず、令和８年度予算編成に当たりましては、政策の成果を次の時代につなぐ予算としまして、人口減を乗り越える、暮らしの安心・安全、元気な地域づくり、未来を描くの４つの柱に大別し、スタートをいたしました。第６次日南町総合計画の後期計画の策定、第３期日南町総合戦略を着実に進めていくべく、活力に満ちた地域創造の実現を目指すこととしております。主要事業の抜粋は５億1,０００万規模となりました。４つの柱ごとに内容を御確認いただきますようお願いいたします。

４ページ目、上段でございますが、結果、一般会計予算総額７４億7,０００万余り、過去５番目に高い当初予算額となりました。４ページ目下段は、課ごとの状況をまとめた表でございます。５ページ目につきましては、歳入の款ごとの年次推移及び前年度比較を掲載してございます。６ページ目につきましては、歳出の款ごとの年次推移及び前年度比較を掲載してございます。７ページ目の上段でございますが、歳出の款別比較、主な増減理由を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。７ページ目下段でございますが、たったもカード、いわゆるまち活ポイント事業の一覧を掲載しております。総額にしまして３５０万8,０００円、２５項目を予定してございます。詳細は、それぞれ御確認お願い申し上げます。８ページ目でございますが、地方交付税、町債、基金の年次推移をまとめたものでございますし、９ページ目につきましては、基金につきまして予算執行の予定に伴います一覧をまとめたものでございます。それぞれ御確認をお願い申し上げます。

その他詳細につきましては予算書、予算説明附属資料を御確認いただきたいと思いますが、新規事業につきましては予算説明附属資料、紙の資料ページで１３２ページから１４６ページまで、詳細の説明資料を作成いたしておりますので、また後ほど御確認をお願い申し上げます。

それから、簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の予算に関する説明書につきましては、昨年度に続き、新規事業説明資料の後におつけしております。また後ほど御確認いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本　芳昭君）　渡邊課長。

○建設課長（渡邊　輝紀君）　私のほうからは、令和８年度日南町簡易水道事業会計及び令和８年度日南町下水道事業会計予算について、追加説明及び補足説明をさせていただきます。

先ほどありましたように、令和８年度当初予算説明附属資料ファイルの別冊にございます。タブレットページでございますが、１６３ページから御覧いただければと思います。

議案第３９号、令和８年度日南町簡易水道事業会計予算の見積書を添付しております。先ほど町長が提案の総額を説明させていただきましたが、私のほうからは具体的な金額、明細等について説明をさせていただきます。

最初に、収益的収支の収入ですが、営業収益といたしまして水道使用料7,１７８万5,０００円で、令和８年４月請求分より料金改定を行うことにより、昨年度より９１５万円の増額を見込んでおります。また、令和８年度より消火栓基本使用料分として4,０４２万7,０００円の他会計負担金、それから手数料と雑収益を合わせたその他営業収益は4,０７１万6,０００円で、営業収益は合計１億1,２５０万1,０００円で、昨年度より4,

９５４万3,０００円の増を見込んでいます。

次に、営業外収益としまして、受け取り利息及び配当金が5,０００円、一般会計からの業務費の繰入金２５９万4,０００円、長期前受金戻入6,０４７万1,０００円、資本費繰入れ収益として一般会計からの公債費の繰入れ4,５４４万2,０００円、それに雑収益6,０００円を加えまして、営業外収益は１億８５１万8,０００円を見込んでいます。これにより、簡易水道事業の収益の総額は２億2,１０１万9,０００円で、前年から4,５６０万4,０００円の増を見込んでおります。

１６４ページを御覧ください。次に支出ですが、営業費用といたしまして、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費としまして１億5,０３２万9,０００円、明細につきましては、１６７ページの固定資産明細書に明示しております。

続きまして、１６５ページ、営業外費用といたしまして、企業債の利息償還金、消費税及び地方消費税の申告納税額の合計が７４９万5,０００円、特別損失の６万円を合わせまして、簡易水道事業の費用として１億5,７８８万4,０００円を見込んでおります。前年より１８４万1,０００円の減となっております。なお、令和８年度には石見地区の統合簡水事業の設計に取りかかる予定としております。

次に、１６６ページ、資本的収支ですが、資本的収支の支出で企業債の償還金として7,１９７万8,０００円で、これによります収支の不足します7,５０１万円は、当年度分の損益勘定留保資金から補塡することとしております。

続きまして、タブレット１８２ページを御覧ください。

議案第４０号、令和８年度日南町下水道事業会計予算の見積書をお示ししております。

最初に収益的収入ですが、下水道事業会計の営業収益は、下水道使用料7,５４０万8,０００円、前年度より３３万6,０００円の減で見積もっております。これにその他営業収益3,０００円を加え、営業収益は7,５４１万1,０００円、営業外収益として受け取り利息及び配当金、一般会計からの業務費繰入れ2,３７６万2,０００円、長期前受金の戻入、資本費繰入れ収益として一般会計からの公債費の繰入れを5,３６６万8,０００円、これに雑収益を加えまして営業外収益は１億７８８万2,０００円で、前年に比べ1,８１３万円の増額を見込んでおります。これにより、下水道事業の収益の総額は１億8,３２９万3,０００円で、前年から1,７７５万3,０００円の増を見込んでおります。

次に、１８４ページを御覧ください。支出ですが、営業費用といたしましてポンプ場費、処理場費、総係費、減価償却費といたしまして合計１億6,５３０万7,０００円となっております。これの明細につきましては、１８８ページの固定資産明細書を添付しておりますので御覧ください。営業費用に営業外費用といたしまして企業債の利息、消費税、地方消費税合計で６７４万5,０００円、特別損失５万円を見込んだ下水道事業費用の総額は１億7,２１０万2,０００円で、前年比７５３万1,０００円の増となっております。

１８６ページに資本的収支を示しております。最初に収入ですが、企業債として浄化

槽の整備及び処理場の機器更新分として3,５５０万円を見込んでおります。これに他会計補助金、国県補助金、負担金等を加えまして資本的収入は4,０５０万4,０００円で、前年に比べまして1,４４０万円の増額となっております。

次に、１８７ページの支出でございますが、資本的支出の建設改良費のうち、管路建設改良費としまして、集落排水等の移転等に備える費用といたしまして委託料、それから工事請負費合わせまして１００万円を計上しております。処理場建設改良費は、浄化槽の整備及び処理場の機器更新を合わせまして3,９３９万8,０００円を見込んでおります。これに企業債の償還金5,３６６万8,０００円を加えまして資本的支出は9,４０６万6,０００円で、前年比1,０５８万5,０００円の増額を見込んでおります。これに伴いまして、資本的収支の不足する額5,３５６万2,０００円は、当年度分損益勘定留保資金等で補塡する予算を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明のほう終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本　芳昭君）　福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家　寿樹君）　それでは、私のほうから議案第４１号、令和８年度日南町病院事業会計当初予算について、町長説明に追加し、補足説明申し上げます。

まず、タブレット、令和８年度当初予算説明附属資料の別冊ファイル、令和８年度日南町病院事業会計当初予算に関する説明書は２１０ページございます。そちらのほうの見積書から御覧いただけましたらと思います。

まず、収益的収支予算の病院事業収益は、令和７年度当初予算と比べて計上額は対前年度5,９４７万2,０００円の増、１３億6,０１６万1,０００円としております。入院収益は、令和７年度は職員の退職と休職、それに加え、院内感染などで入院制限を行った時期が相当あった影響で入院患者数が減少しておりましたが、令和８年度は診療報酬改定による増収、また病床機能の地域包括ケア病床を４床増床し、それによる入院１人当たりの単価の増収を見込んでおります。また、外来収益に関しましては、患者数がやはり減少傾向となっております。しかしながら、新たな取組として導入いたしました骨粗鬆症の検査機器、あるいは検査技師を新たに採用しました関係の検査の促進などによる診療収入を見込まさせていただいとりまして、全体よりは前年度より収入の増を見込んでおります。

２１１ページ、医業外収益の分でございますが、減収となっております。他会計負担金の影響が大きくなっているものということになっております。

２１２ページの介護サービス収益につきましては、短期入所の利用者がちょっと年々少なく、減少傾向であったり、あるいは訪問看護のほうも少し減少傾向にあるということで全体的には減少を見込んでおり、6,４１６万8,０００円を計上しておるところでございます。

２１３ページ以降、病院事業費用の欄でございますが、その中で給与費につきまして、

看護師の新卒採用が、今年度４名採用をすることができました。既卒者の採用１名を含め、また臨床検査技師、あるいは事務員、これは障がい者枠ですけど、不足をしておりましたが、並びに事務管理職を新たに加わるとともに、人事院勧告の増額を含め約8,０００万円の増額を見込んでおります。

２１４ページの材料費でございますが、やはり物価高の部分がいろいろあろうかと、響いておる関係で薬品費は３００万円の増。

経費につきましては、逆に減らせる部分を今いろいろ検討しておりまして、賃借料が１４０万円の減、通信運搬費３００万の減。ただ、給食委託費は人件費の高騰もありまして５００万円の増。ＣＴの保守料の３００万円の増。これは昨年は新規で購入してましたので、保守料は昨年ありませんでしたが、次年度から発生。

次に、研究研修費は、建て替えのために病院視察費用が昨年取っておりましたが、実質延期になったため謝金を含めて３００万円の減というふうにしております。

次に、資本的収支予算につきましては、２１７ページで説明させていただきます。

病院施設改良事業、２１８ページに総額１億2,７６３万円を計上しております。主なものは、日南病院長寿命化工事費用１億2,４００万余り及び工事監理委託料２６４万余りとなっております。

有形固定資産購入費でございますが、主なものとしましては、検査機器であります血液ガス分析装置５８３万円、病棟のベッド６台、３８３万円、輸液ポンプ１３台、３４１万円、ポータブル心電計１８５万円、生体モニター１８１万円、ナースコールクライアント用パソコン２台更新で１５９万円、エックス線読み取り装置が１３２万円、職員のシューズボックス７０万円など、合計3,８００万円余りを見込んでおります。

以上の支出に対しまして、補助金を1,８９０万円、企業債を４９０万円を充当するものというふうにしております。

以上、簡単ではございますが、令和８年度病院事業会計予算の概要説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本　芳昭君）　ここで暫時休憩といたします。再開を午後１時からといたします。

午前１１時５６分休憩

午後　１時００分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

これより各案に対する質疑を許します。

質疑は、議案番号順に行います。（発言する者あり）

議案第３３号、令和８年度日南町一般会計予算について質疑を行います。

初めに、歳入、債務負担行為、地方債について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、令和８年度当初予算説明附属資料に沿って、各課ごとにこれを許します。

初めに、タブレット２ページから３ページ、議会事務局について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、４ページ、出納室について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、５ページから１５ページ、総務課について質疑を許します。

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　町民が特に関心を持っておられます、町長も病院建築の積立金を昨年度ぐらいにこの新年度予算で検討するという話がございました。そうしましたら、令和８年度の病院建設に関する基金は幾らなのか、８年度は、そしてその金額、根拠、そして何年ぐらいを考えておられるのか、その計算根拠を教えてください。お聞きします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　単年度で7,５００万ということで、５年間を想定しております。

ちょっと内容の積算につきましては、副町長のほうから説明をさせます。

○議長（山本　芳昭君）　角井副町長。

○副町長（角井　　学君）　来年度7,５００万円を公共施設等建設基金のほうに積立てを行いたいというふうに考えております。

7,５００万円の根拠につきましては、建設費、約５０億円掛ける５年後のインフレ率、これを1.５パーで算定して、7,５００万という形で計上のほうさせていただいております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　これ１年度目は、令和８年度は7,５００万ですが、令和９年度、要するに何年先を見て、最終幾らまで積み立てされるのか、それから年度ごとによって金額が変わっていくのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には５年間は同じ、同額という……（発言する者あり）見直す。どういいましょうか、基本的にはさっき申し上げた副町長の考え方の中で、状況見ながらという話で、毎年変わるということはあるというふうに思っとりますが、基本的な考え方は、物価の考え、物価だとか、いろんなことが変わってくる可能性もありますので、そういったところはこれからも配慮する必要はありますが、基本的にはそういう考え方の中で積立てをしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　そこでちょっと、先ほど今7,５００万ということ明確に

教えていただきましたんで、基金状況の中で公共施設建設基金が8,０００万になっておりますが、このうち病院建設の基金として7,５００万をするんだと。もしよかったら、あと５００万円は、このどういう基金、いや、基金ですから、何に目的で５００万があるんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　實延課長。

○総務課長（實延　太郎君）　失礼いたします。紙の予算説明附属資料になりますが、３５ページをお開き願います。新エネルギー推進事業の中で公共施設等建設基金積立金として５００万円を予定してございます。本事業で活用したいと考えてございます。

○議長（山本　芳昭君）　次に、１６ページから１８ページ、まち未来創造課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、１９ページから２９ページ、地域づくり推進課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　起業セミナーなどでの宣伝ということについてお聞きしたいと思います。これは御記憶にあると思います。つなぐ議会で御指摘があったものです。非常に日南町よい補助事業があるので、ぜひそういった場所での宣伝をしてはいかがでしょうかという御質問があったんですが、ちょっとそのとき町長の答弁とかみ合ってなかったようでしたので、改めてお考えをお聞きしたいと思いますが。（発言する者あり）

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　すみません。だから、ページ数でいえばチャレンジ支援とか、そういった関連になるんですかね。チャレンジ起業支援などというふうな事業のそういった宣伝を、米子の商工会などで起業する、起業はあれです、起こす業ですね、起業される方のセミナーがあるらしいんですけれども、そういったところで、例えば南部町でしたかね、ほかの町は来て、自分のところのこういうものがありますとか、来てくださいという、要するにうちの町に来てくださいというそういう宣伝をしてるということなんですけれども、そういったことをしたらどうですかと。非常に日南町は起業される方に対してよい支援をされてるので、ただ、それを知らない人が多いので、してはいかがですかという、そういう投げかけがつなぐ議会であったというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的にはそういうチャンスというところはどんどん積極的に出たいというふうに思っとりますし、商工会ともいろいろ意見交換する場もあったりしますので、そういったところにもそういった機会があれば積極的に参加はしていきたいというふうに基本的には思っとります。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ごめんなさい。ちょっと具体的なことになりますけれども、ちなみに日南町の商工会さんではそういった起業を対象にしたセミナーなどは行ってるんでしょうか。あるいはそれで町が宣伝に行ってるとかということはあるんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　もうちょっと大きな話をしたら。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には日南町の商工会という限定ではなくて、広い意味での、例えば今、鳥取県の商工会の組織的なところもあったりしますので、あるいは西部圏域とか、いろいろ組織化にもありますので、そういったところの実態は承知しておりますけど、今後どこの市町村もやはり発展をするためには民間の企業の皆さんとのコラボをいかにするかということは一つの命題だというふうに思っておりますので、ですからそういった意味で本町としても出かけていくという姿勢はこれからも貫いていきたいというふうに考えます。

○議長（山本　芳昭君）　2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　企画一般管理事務のとこでモンゴルの、令和7年度は事業概要でモンゴル交流事業ということで交流支援員を中心ということで問題解決図るということですが、令和8年度のその項目が消えてしまってるわけですね。私の一般質問のときに外国人雇用について、いや、まだモンゴルのゾーンモド市長と話をするよ、こうこうがありましたが、これまるっきり抜けておるんで、今現在も1名の交流員さんおられるんですが、この交流員さんそのまま8年度もおられて、なぜこの項目が消えたのかをちょっと町長、町長はこれ中心だと言われましたんで、モンゴルのプロジェクト、私ですと言われたんで、それでお聞きします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　今の、どういいましょうか、職員は、ちょうど今お休み中という範疇でありますので、令和8年度につきましては、その後の休みもありますというところにも、全てではないかもしれませんが、そういう年間を通しての多くが休みの状況が続きますので、ということで数字的には上げておりませんが、ウェブ会議的なところについては継続した形が取れますので、そういったところでの交流というのは継続をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本　芳昭君）　2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　先ほどの町長の答弁であれば、この項目は、令和7年度のこの項目ですね、モンゴル交流事業は残すべきではなかったんでしょうか。どう思われますか。要するにないんですよ。なぜ消されたんかを。それで実際は、お子さん生まれたからちょっと今は育休取っておられるからあれですけど、また復活してするんならば当然この事業は残すべきではなかったでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　令和７年度から、７年度からだっけな、モンゴルの事業につきましては地域づくり推進課からまち未来のほうに事業内容シフトしておりますので。ということだね。

○議長（山本　芳昭君）　１６ページから１８ページ。

○町長（中村　英明君）　ただ、書いてない。ただ、数字的なところでいくと、県の親善協会の会費だとかというのは載せとりますが、事業的な担当課はそういうシフトしてるということで御承知いただければというふうに思います。

○議長（山本　芳昭君）　次に、３０ページから３４ページ、住民課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、３５ページから３８ページ、環境エネルギー課について質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　再生可能エネルギーについて、特にバイオマス発電というのが一つ有力な方法なのかなと思うんですけれども、その進め方ですね、日南町バイオマス利活用協議会を設立するというようなことが一般質問では答弁ございましたが、この協議会の役割ですとか、あるいはそれを通じてバイオマス発電の事業者の誘致などを考えてられるのか、そういったことについてちょっと町長のお考えをお聞きしたいんですけれども。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的に予算化というところの、新年度の場合はですが、ただ、事業化に向けての協議会をつくりますという話をさせていただいておりますので、最終的には事業化に向けて、あるいはバイオマスですので、となれば森林組合の関係だとか、木材関係の皆様だとか、あるいは発電というところももちろんありますけども、場合によっては、場合によってというか、検討の進み具合ですけど、熱が出てきますので、熱利用というところの視点も考えながら、まずは協議会の中で事業化に向けての計画というところでスタートしたいという考え方を持っております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　大変積極的にぜひ進めていっていただきたいんですけれども、ただ、今おっしゃった、何ていうんですかね、熱利用だとか、そういったことも含めてだと、林業関係者とか行政だけじゃなくて、やはりそれに取り組みましょうという事業者さん、あるいはそれに関連する専門家の方ですか、そういった方もいないとなかなか話が進まないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういった方で、何ていうんですかね、入ってもらえるようなめどはあるんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　いろんなところに視察に行かせてもらいながら、そういった知見のある方も承知しておりますので、そういった皆さんの意見といいましょうか、現状と将来性に向けての御意見をいただきながら計画的なところにまずはスタートできればと考えております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　分かりました。

あと、それでその事業内容についてはそちらで検討していただくとして、あとは立地の問題ですよね。旧三本松の農場のところへの進出というのはなくなったという認識でおりますけれども、そういったときにそれ以上の適地が町内にあるのかどうか、そういったところをどうやって確保していくのかという問題もあると思うんですけれども、どうですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　現時点でもう特定のある場所とかという考え方ではなくて、そういうところも含めてという事業計画を樹立していくという考え方です。その前に、ですから多様な関係者の皆さんの声を聞きながらという流れでありますので、目標はあるけど、具体的なところがまだまだ決まってないというか、これからスタートの段階というふうに御理解をいただければと思います。ある程度計画性ができていうことになると、もちろん議会にも報告しながら、あるいは予算化にという形にはなろうかなと思いますが、令和8年度につきましては、まだまだそこまで行けるかどうかというのは分からないというふうに現時点では思っとりますが、進めるようにこれから努力はしていきたいというふうに考えとります。

○議長（山本　芳昭君）　次に、３９ページから５１ページ、福祉保健課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、５２ページから５５ページ、こども若者未来課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、５６ページから５７ページ、農業委員会について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、５８ページから７０ページ、農林課について質疑を許します。

7番、岩﨑昭男議員。

○議員（7番　岩﨑　昭男君）　すみません。ちょっと私も記憶が定かでないんですけれども、日南町の農業再生協議会が今、事務局が農林課にあったと思うんですが、それを産業振興センターにというようなお話を何かでちらっと聞いたような気がしたんですが、

そのようなあれはありましたでしょうか。すみません。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　その辺の事務局の移行というのは考えておりませんので、従来型でという考え方で御理解いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　次に、７１ページから８２ページ、建設課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、８３ページから９９ページ、教育委員会について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　新規事業の給食費の無償化の事業についてお聞きします。この事業については、私、議員になった最初の定例会で一般質問をさせていただきまして、無償化をということで、それ以来何度か一般質問でも取り上げて、このたび小・中学校の給食無償化ということが実現したということについては、非常に何というか、単純にうれしいです。感無量という感じがいたします。

せっかくの機会ですので、町長には、この給食費無償化をするに至った、決断に至ったその理由と、あとそれからこの事業に向かう、何ていうんですかね、意気込みというか、そういったことをちょっと教えていただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には国のほうの小学校への助成という形が新年度から実現するという機会を踏まえて、本町におけますやっぱり子育て支援だとか、そういったところの位置づけを強化したいというところの考え方であります。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　強化したい。そうですね。強化したいということで、それは結構でございますので、私としては非常に義務教育無償化ということに一歩近づいたということで、ぜひこれを機によりその無償化に近づく、ほかに教材費の無償化などという問題もありますので、そういったことにも取り組んでいただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　どういいましょうか、先ほども大きな考え方として、やっぱり子育て支援だとか、本町にとっても教育部門におきましても基本的には重要な施策というふうに私個人は持っておりますので、ですから今回そういう形を取らせていただいたということであります。

最終的には、やはり町内で育っている子供たちがより成長して輝いてくれるというところが基本的な考え方でありますので、英語教育的なところの支援もそういう観点でありますので、ですから全てをという捉え方ではなくて、一人一人の成長を促すがための、

家庭的な経済支援も含めてですが、という感覚でおります。

○議長（山本　芳昭君）　一般会計予算について質疑漏れはありませんか。

7番、岩﨑昭男議員。

○議員（7番　岩﨑　昭男君）　ちょっと全般的なことでお伺いしたいと思います。令和8年度の予算編成に当たりまして、11月には予算編成方針を出されていらっしゃいます。その中で、そのときの一般会計の予算規模72億円程度ということを目安に方針が出されました。

そして、このたび提案のありました一般会計予算74億7,300万程度ですね。これがいわゆる方針であった額と2億7,300万超えております。その理由について説明を求めます。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　増えたということですけれども、基本的には財政規律というのを基本に考慮しながらでありますが、昨今の人件費のアップというところもあったり、あるいは物価高騰、あるいは委託的なところも当然背景には人が入っておりますので、そういったところが単純的なアップの内容になっておりますし、また特別会計あたりも御承知のとおり繰り出し基準に基づいて繰り出しをするというところでありますので、そういったところが若干増えてきてるというところがありますので、そういったところはこれから、全てではないけど、義務的な経費みたいなところだというふうに認識しておりますし、あわせて、どういいましょうかね、それぞれのそのときの課題に対するプラスといいましょうか、例えば今回で申し上げると土曜日の保育的なところの新たに体制づくりに変更したとか、そういったところもありますので、そういった内容の中で、目標値はそれでしたけれども、最終的な予算編成の段階ではプラスになったということで御理解をいただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　7番、岩﨑昭男議員。

○議員（7番　岩﨑　昭男君）　もう1点伺います。これも予算編成方針にあったんですけれども、その中の基本的な考え方の中にめり張りのある予算編成ということで、その後段のほうに徹底した財源確保に取り組み、財源なき新規・拡充事業の要求は原則認めないとあります。それとあわせて、昨年度において歳入欠陥執行を行った事業は認めないものとするということが方針に掲げられておるわけですが、今回新規事業等を見ますと財源のない、いわゆるですね、ものに対しての新規事業として組まれてるものが結構あります。そこら辺がこの方針と実際に予算を立てられた中において、どのような考え方でそれが認められたのか、それについて伺います。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的には当初の予算編成方針が基軸になっておるというのはそのとおりだというふうに思っております。今回大型事業あたりで、大宮の振興センターあたりも、どういうか、2分の1の補助というところに向けて今、申請中ではありま

すけれども、そういったところに力点は置いてるつもりでありますけれども、あわせて、やっぱり新規事業も多いんですが、本当にやめるということの事業も同時に精査していくということをやっておりますが、ただ、唐突にというわけにはならないので、そういったところを経過的に説明をさせていただきながら、何年先とか、そういったところもこれから明確にはしていきたいというふうに思っておりますので、予算編成の段階の中ではそういったやめる項目も上がってきておりますけれども、やめるものと、あるいは先ほど申し上げましたように何年先というようなところのそういったところのめり張りはきちんとつけていきたいというふうに考えます。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　先ほど言いました後段のほうの歳入欠陥に執行を行った事業は認めないということであったんですけども、ちなみにそういうような事業でも今回予算化された事業が一般会計の中にあるのかどうか、もう全く認めてないのかどうかというところを伺いたいと思います。特に今回非常に厳しい予算編成方針を掲げられる中で、さっき町長答弁あったように、いろんな理由づけをして一般会計という形で計上、予算要求あっとります。そこら辺りについてもう少し詳しく聞きたいという思いで聞いております。お願いします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　すみません。ちょっと個別な事業について私の頭になかったなと思って反省しとるとこですけど、予算編成全体の中で一番今回困ったというのは、国がそういう今動きですので、ですから従来あったものがどうなのかとか、あるいは交付税も含めてですが、ただ、昨今の資料の中でいくと一定のものは交付するという基本的な考え方は国がありますので、そういったところは確認できておりますし、またプラスアルファといいましょうか、今、政権のほうが地域未来型の、いわゆる地方創生の名称が変わるという話ですが、そういったところにも交付税の中に落とし込んでる部分もありますので、そういったところを個別にまた整理はしていきたいなというふうに思っておりますが、御指摘いただいてる具体的な内容については、ちょっと今。分かるか。

総務課長のほうからお答えさせてもらいます。

○議長（山本　芳昭君）　實延課長。

○総務課長（實延　太郎君）　御指摘の具体例でございます。適切な例かどうか分かりませんが、実際にあったものとしましては、中山間地域の直接支払い制度等は、国の配分額が満額に至らなかったというケースもございますが、やはり町民の皆様に迷惑をかけるゆえに執行しなければならないというようなこともございます。

また、国土調査事業等では、配分額に応じて事業費を縮小するというような手だてを打つこともございます。

いずれにしましても厳しい財政規律を持って予算編成に臨んだところでございますが、結果としては、攻めの予算もあり、先ほど町長申し上げましたが、物価高への経済対策

等も含めて二、三億とちょっと膨れ上がったとこでございますが、その辺りの執行に当たりましては引き続ききちんとした財政規律を持って挑むということで職員に徹底したということでも御理解賜りたく存じます。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　今２点ほど例をおっしゃいましたけど、これは確実にもうここに書いてる意味とは違う数字だと私は思います。

予算編成方針ということで、歳入が少ない中でどうやっていこうという思いは分かるんですけれども、結局こういうような形で新年度予算についてはやっぱり拡大していかなければいけない政策的な事業もあったりするということで、私、今回この方針のときに言やよかったんですけど、出たときにですね、こういうような厳しい表現の仕方というのがいかがなものかなと思ったりもしました。結局それやっぱり政策という位置づけの中で重点的な政策、ずっと提示がこういうのがあるんですけども、ここら辺りを考えながら来年度のまた今度予算編成というの、書きぶりというか、考えていただきたいなと思います。以上です。すみません。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　総務課のほうで町長交際費が令和６年、７年が１３０万なんですが、令和８年度は１０万上がって１４０万なってます。細かいことはまた予算審査でやるんですけども、この１０万上がったということは、町長の指示なのか、総務課長が、いや、これは上げなければならないと、実績を見て、それをお聞きしたい。町長が自ら１０万上げるべきと言われたのかどうか。

○議長（山本　芳昭君）　町長が上げたかと聞いただけ……。

○議員（２番　大西　　保君）　町長に。

○議長（山本　芳昭君）　それは町長が答えないけん。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　ちょっと私が指示してるわけではないというのは事実ですけど、ただ、昨今、この時期ぐらいになると少なくなるというのが、少なくなるいうか、ちょっと苦慮せないけんというところの状況にあったので、多分そういう背景を見ながらということではないかなと思っておりますが、１０万アップということで、適切に使用させていただければと思っております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　すみません。環境エネルギー課のまた関連なんですけど、グリーンドリーム計画です。これなかなか目標の達成が難しいというようなことが一般質問のときの答弁にはございましたが、これに対する対策というか、どうやってこの、先ほど発電の話はお聞きしましたけれども、そうじゃなくて、その別の面から、個人、住民の方お一人お一人の省エネとか再エネの取組という形が、ところがなかなか進んでないということだったんですが、その辺りについて、町長、どのように進めていこうと

されてるか、お聞きします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　時代の流れの中で新しい購入をするときには大抵省エネタイプになろうかなというふうには思っておりますが、ただ、一定の計画には期間がありますので、一概に一足飛びにというにはならないというふうには思っとりますが、先ほど一定申し上げましたいうか、バイオの話もそうですし、これから多分太陽光あたりに向けての施設のあたりの改修のときには公的なところについてはそういうところも視点を入れていかないといけないというふうに考えておりますので、そういったところで、到達までは行かないかもしれませんが、その努力は継続した形の中で住民の皆さんと一緒になって協力をしていきたいというふうに考えます。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　公的なところもそうなんですけれども、住民の方お一人お一人への努力を促すという意味で、太陽光発電ですとか、バイオマスの工場などもあるわけですが、例えばそれの金額を増やしていくとか、あるいは別の面で、先ほど省エネという話もありましたけど、省エネ家電の購入への補助といったことをしている自治体もありますけれども、そういったことを考えていってはいかがですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　太陽光についての支援というのは、従来からやっておりますし、現在も続いておりますので、件数的には少なくなってるというのは実態かなというふうには思っておりますが、新しくリフォームされるとか、新築される機会にはそういった利活用を検討していただければいいかなというふうには思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　いや、ですので、それはもちろん利活用していただきたいんですけれども、ただ、現状あんまり利活用がないということについては、補助金が少ないのか、あるいは状況としてＦＩＴなど国の政策もあるので、なかなか思うようにいかないというところはあるんだとは思いますが、それをどう、でもそうはいっても進めていかなければいけないことだと思うんで、それをどう進めていくかということと、あとその省エネ家電への補助というか、そちらのほうも考えられないかどうかということお聞きしますが。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　全体的な予算のこともありますので、点で考えるということではなくて、本町も厳しい財政状況でもありますのでということはあります。

ただ、推進という形になると、やっぱり啓発をするというところが一番かなというふうに思いますので、継続した形での啓発につきましてはこれからも続けていきたいというふうに思ってますし、より町民の皆さんに分かりやすい形でつなげていきたいというふうに考えます。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　分かりました。

じゃ、そこのところについてはちょっと意見が一致しないんですけれども、それでちょっと、じゃ、別の話で、何度もおっしゃってる公共施設への太陽光パネルの設置のほうですね、これ例えば今々のことでいえば、かすみ荘ですね、改装されて、今度林業アカデミーが利用するわけですけれども、ああいったところにも可能性としてはあったとは思うんですけれども、今のところそういうお話はお聞きしないんですが、そういった検討、あるいはほかの場所でもいいですけども、具体的に検討されてるということなんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　かすみ荘の事例がありましたけど、基本的には検討はしましたということの中で、費用対効果のほうが望ましい数字が出なかったということで断念はしとりますけど、ですからそういうふうに検討はきちんとした形の中で、結果はどうなるかというところはありますけど、そういった姿勢はこれからも続けていきたいというふうに考えます。

○議長（山本　芳昭君）　以上で一般会計予算に対する質疑を終了します。

１００ページから１０８ページ、議案第３４号、令和8年度日南町国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　これはちょっとピンポイントで、紙ベースのほうで附属資料の１０７ページの上段になるわけですが、一般被保険者子ども・子育て支援納付金分ということで事業名が上がっております。これ、まず提案者の町長にお尋ねしたいのは、この予算は、いかなる条例に基づいてこの金額を算出して、ここに上程されてるのか、お聞きします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　数字的なところにつきましては、基本的に県からの、どういいましょうか、本町における納付金額というところが基準になっております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ということは、県は既に条例を制定したということなんでしょうか。あるいは、じゃあ、それに関係する国の上位法令というのは既にあるんでしょうか。というのは先日の総務教育委員会の説明で、これに関連する町の条例は専決処分とするというふうな説明があったので、その辺がちょっとよく分からないです。もう既に県や国のほうで条例なり法律なりつくってるんであれば、町の条例も普通に上程して、この議会で議論すればいいと思うんですけれども、その辺はいかがなんですか。

○議長（山本　芳昭君）　島山課長。

○住民課長（島山　亮子君）　ちょっと確認して、また答弁させていただきます。

○議長（山本　芳昭君）　えっ、何て言った、今。（「確認して」と呼ぶ者あり）確認して。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　ちょっとその辺の条例の云々というのは流れはよく承知しておりませんが、ただ、国の考え方と言やおかしいですが、新たに新設された子ども・子育て支援金というところは、各保険者のほうにも、どういいましょうか、負担金とした形の中で出てきてるというふうに、令和８年から新規であります。ということだけは言えると思いますので、その流れが本町の場合は国保の中でという、国民健康保険会計の中で拠出するという流れであります。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　いいですけども、確認はしていただけばいいんですけど、私が言ってるのは、きちんと条例に基づいて、これ増税ですからね、条例に基づいて予算は出すべきだし、その条例についてもきちんと議論すべきというのが私の考えですので、ここに、そのことにこだわってるのはそういう意味です。

それはそれとして、この制度そのものについて、この前にも申し上げましたけれども、子育てのために全く言わば関係ない医療保険にそのお金を求めると、払ってくださいという、増税をするということは、非常にこれ理不尽なことだと思います。国へこの点はしっかり伝えていただくとともに、国が制度を変えるまでは取りあえず町でこの部分は立て替えておくということも可能なんじゃないかと思いますけれども、改めてその辺のことを住民の負担軽減ということでお聞きしたいんですけれども。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　納付金に関する条例というのは必要ないというふうに認識しております。

あわせて、中身の考え方についてはいろいろあろうかなというふうに思っとりますが、いわゆる法律上の中で子供・子育て支援をしましょうという趣旨の支援金でありますので、それの中身の議論については、私どもが言う立場ではないというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　いやいや、中身こそこの住民の福祉増進という立場で、それを預かる地方自治体から言っていかなきゃいけないと思います。

それと、あと納付金に関する条例は必要ないということですけれども、納付金もそうなんですが、一番重要なのは税を取るというその根拠ですよね。増税するという、その根拠条例がきちんと、だから順番が何か逆なように思うんですよ。条例をきちんとつくって、予算を上程して、それでその予算を取るためにシステム改修をするというのが普通の順番だと思うんですけども、この事業について逆になってんですね。先に大分前のシステム改修の予算が出てきましたけど、そのときも私、意見は申し上げましたけども、

システム改修があって、予算が出て、何か最後に条例をつくるみたいな。だから既成事実を重ねて、議論をさせないようにしてるように、悪く取られればですね、そういうふうに見えてしまうわけです。だからこだわってるのは、そういう意味です。これが、この制度が地方自治体として受け入れられるものなのかどうかということをきちんと議論すべきではないですかということですけど、いかがですか。

○議長（山本　芳昭君）　岡本議員と執行部の間で、法令の解釈といいますかね、根拠がある、ないというところの議論があります。これについては先ほど言われましたように確認をして回答するということでございますので、それを待っていただければと思います。

そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　そうしますと、１０９ページから１１９ページ、議案第３５号、令和８年度日南町介護保険特別会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　介護保険特別会計予算に対する質疑を終了します。

１２０ページから１２１ページ、議案第３６号、令和８年度日南町介護サービス事業特別会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　介護サービス事業特別会計予算についての質疑を終了します。

１２２ページから１２３ページ、議案第３７号、令和８年度日南町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終了します。

１２４ページ、議案第３８号、令和８年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　再生可能エネルギー発電事業特別会計予算に対する質疑を終了します。

１２５ページ、議案第３９号、令和８年度日南町簡易水道事業会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　簡易水道事業会計予算に対する質疑を終了します。

１２６ページ、議案第４０号、令和８年度日南町下水道事業会計予算について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　下水道事業会計予算に対する質疑を終了します。

１２７ページから１３２ページ、議案第４１号、令和８年度日南町病院事業会計予算について質疑を許します。

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　病院事業会計は、これで終わりですかね。まだありますかね、ページは。

○議長（山本　芳昭君）　いや、病院会計。

○議員（２番　大西　　保君）　うん。これで終わりですな。

○議長（山本　芳昭君）　ここです。

○議員（２番　大西　　保君）　議長、２１４ページ、タブレットの、これ病院事業会計だと思うんですけど。

○議長（山本　芳昭君）　ちょっと今タブレット出る。

○議員（２番　大西　　保君）　これ違うの見てますが、また附属資料。

○議長（山本　芳昭君）　ちょっと中身何ですかね。質問ちょっとしてください。

○議員（２番　大西　　保君）　病院事業会計の支出のところで病院事業費用の給与費のとこです。事業管理者の給与が出てるとこです。それでよろしいですか。

○議長（山本　芳昭君）　はい。

○議員（２番　大西　　保君）　ここで町長にお伺いします。大変本人さんおられて質問しにくいんですけど、事業管理者の給与、報酬というのは任命権者が決めるんでしょうか。任命権者とは町長なんでしょうか。それ、ちょっとまずお伺いします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　任命権者につきましては私のほうです。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　そこでちょっと質問なんですが、実は事業管理者の、これ金額言うとテレビになっちゃう、伏せますが、私、調べたとこによると、令和６年度、２年前を１００％にしますと、昨年度で２０％上がっております。そして令和７年から８年で、これは２５％上がることになります。要するに２年間で1.5倍の報酬になるんですが、町長は、これは妥当性があると、町長の考えを教えてください。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的な内容につきましては、予算の段階の中で、ヒアリングといいましょうか、そういったところもさせていただきました。確かにアップ率からいくとおっしゃるとおりだというふうに思っとりますが、どういいましょうか、他の病院あたりも、同等な病院あたりの比較をすると、そういう比較もさせていただきました。とは中でいくと、そこよりも大分低いというとこに位置づけてあるという現状もあります。ということもありますので、一概に低い、安けりゃいいということではなくて、飛びっ切り高いわけではなくて、低いほう、もう最低ラインだというふうに私自身は思いましたので、多少今回アップさせていただいて、これからの病院事業にさらに貢献して

いただくように努力してほしいという意図も含めてですが、そういう内容でさせていただいたところであります。

○議長（山本　芳昭君）　2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　町長の考え分かりましたんで、そうしましたら予算審査の中でちょっといろいろと調査、当然しなければいけませんし、町長の考え分かりましたんで、これで答弁も結構で、今言われましたんで。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　そうしますと、病院事業会計予算に対する質疑を終了します。

以上で令和8年度当初予算関係9議案に対する質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第33号から議案第41号までの令和8年度当初予算関係9議案については、町長施政方針や行財政の運営上、適切かどうか専門的に調査、検討するために予算審査特別委員会を設置して付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、令和8年度当初予算の各議案については、予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、日南町議会委員会条例第6条第2項の規定により議長が指名することになっており、委員会は私を除く議員8名で構成したいと思います。

ついては、特別委員会を開催され、日南町議会委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長を互選の上、議長まで報告されるようお願いします。

ここで暫時休憩します。再開を2時5分からといたします。

午後1時49分休憩

午後2時05分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま特別委員会で決定された委員長、副委員長の互選結果を事務局長から報告します。

○事務局長（長崎　みよ君）　報告します。予算審査特別委員会委員長は櫃田洋一議員、同副委員長は荒木博議員です。

○議長（山本　芳昭君）　ただいまの事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が互選されました。

今後、委員長の下、会議を開催され、3月25日の最終本会議には予算審査について委員長報告がなされるようお取り計らい願います。

ここで執行部から発言を求められていますので、これを許します。

島山課長。

○住民課長（島山　亮子君）　失礼します。先ほど岡本議員からございました予算説明資料、紙でいいますところの１０７ページ、一般被保険者子ども・子育て支援納付金分についての御質問に対して回答します。

納付金のこの事業自体が上がるのは何を根拠にということでしたが、これにつきましては令和７年１１月４日施行の子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令に基づきまして、保険者のほうにそれぞれ幾ら幾ら徴収するということでありまして、こちらに基づいて予算を上げているものであります。

続きまして、子ども・子育て支援金の率につきましては、税率のほうにつきましては、令和８年２月１３日開催の総務教育常任委員会にて御報告させていただきましたが、令和８年１月２９日に第２回日南町国民健康保険運営に関する協議会にて、子ども・子育て支援金について、税率及び税額につきましては、所得割率が１００分の0.２７、被保険者均等割額が９７２円、世帯別平等割額が７２９円、１８歳以上被保険者均等割額が４０円ということで報告をしたところであります。

今後の予定につきましては、令和８年、この３月の１８日の全員協議会にて専決処分をしていただくことを報告するようにしておりまして、４月１日、条例の一部改正施行を予定しております。

○議長（山本　芳昭君）　ただいま報告をしていただきました。

これについて質疑等ございますか。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　根拠法令があるということで、それであればきちんと、専決処分するんじゃなくて、議会で議論をして条例をどうかということ、公開の場できちんと議論したほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　私のほうで判断をさせていただきますので、専決ではなくて、議決案件としたいと思います。

日程第４０　令和８年請願第１号

○議長（山本　芳昭君）　そうしますと、続きまして、タブレット請願フォルダーをお開きください。

日程第４０、令和８年請願第１号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書。

以上、請願１件は、今期定例会までに受理した陳情につき、日南町議会会議規則第９２条の規定により、文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

ついては、今期定例会の会期中に審査を終了され、３月２５日、最終の本会議には委員長報告がなされるようお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

ついては、３月２５日の本会議は別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いします。お疲れさまでした。

午後２時１０分散会
